

実地視察大学の概要

○課程認定を受けている学科等の概要

大学名		星槎大学		設置者名		学校法人 国際学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成24年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
共生科学部	共生科学科初等教育専攻	50人	幼一種免	平成21年度	28人	13人	5人	1人	
			小一種免	平成21年度			8人		
	共生科学科共生科学専攻	650人	中一種免(社会)	平成18年度	89人	16人	4人	0人	
			高一種免(公民)	平成18年度			5人		
			特支一種免(知・肢・病)	平成19年度			10人		
	共生科学科スポーツ身体表現専攻	50人	中一種免(保健体育)	平成25年度	—	—	—	—	
高一種免(保健体育)			平成25年度	—					
入学定員合計		750人	合計		117人	29人	32人	1人	
大学名		星槎大学(大学院)		設置者名		学校法人 国際学園			
学部・学科等の名称等			認定を受けている免許状の種類・認定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成24年度)				
学部	学科等	入学定員	免許状の種類	認定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数	
						実数	個別		
教育学研究科	教育学専攻	30人	小専免	平成25年度	—	—	—	—	
入学定員合計		30人	合計		—	—	—	—	
備考	・「学部・学科等の名称等」欄は、平成25年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。								

## 教職課程実地視察大学に対する講評

実地視察日：平成25年8月4日（日），8月9日（金）

実地視察大学：星槎大学

実地視察委員：大坪治彦委員，酒井朗委員，八尾坂修委員

## 【全般的事項】

○教職課程認定制度の趣旨に反する取扱いや，教員養成に関する教職課程及び教員養成組織等について，教育職員免許法施行規則及び教職課程認定基準等を満たしていない点が複数見受けられた。制度を理解の上，速やかに是正すること。

## 【個別事項】

## 1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

○大学設置の理念である「共生」というキーワードが，教員養成に対する理念・構想に明確に示されていないように見受けられた。教員養成の理念・構想を明確化し，その理念を具現化するための教育課程等を充実させるように努めていただきたい。

○教職課程に関する全学的な組織である「教職課程委員会」については，教職課程に係る教育課程の編成，教員配置，教育実習及びボランティア等を含めた教職指導等の方針の決定を実質的に担うことができる組織として，今後整備いただきたい。

## 2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目），履修方法及びシラバスの状況

○「教科に関する科目」は，教職課程の一部であると同時に，学科等における学位を取得するための専門科目の一部であり，教職を志す学生は，「教科に関する科目」と学位を取得するための専門科目を取得することによって，教科に関する専門性を高めていくことが期待されている。初等教育専攻と共生科学専攻においては，「教科に関する科目」が，それぞれの専攻の科目として位置付けられていないように見受けられることから，速やかに是正すること。なお，教職課程の編成に当たっては，学位プログラムとしての専門科目と「教科に関する科目」，「教職に関する科目」の関連性に配慮しながら，体系的な編成に努めること。

○教職課程認定申請時に提出されたシラバスと，学生が履修にあたって参考にするハンドブックに記載されている内容が大きく異なっており，ハンドブックには，授業の到達目標及びテーマ，各回の授業計画（15回分），テキスト及び参考書，評価方法についての項目が設けられていない状況が確認された。シラバスは，教職課程の授業科目として，取り扱うべき事項が適切に扱われているかどうかを確認するためにも重要であるが，学生に対してあらかじめ授業内容や，到達目標等を示すことによって，学生の授業への取り組みの動機付けとするものである。教職課程認定申請時にのみ，シラバスを作成するのではなく，学生が閲覧できるような形でシラバスの作成・管理をするように改善いただきたい。

○教職課程認定申請時に，スクーリングを行うとしていた授業科目が，実際には，「スクーリングあり，科目修得試験なし」と「スクーリングなし，科目修得試験あり」

の2つの形態に分けて実施している状況が確認された。スクーリングを行うものとして認定を受けたのである以上、スクーリングを実施すること。

- 「スクーリングあり、科目修得試験なし」としている授業科目について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」を、学生が通信教育の中で学修した内容を含め、単位付与にあたっての到達度の確認が、適切に行われていないように見受けられた。学生の学力を担保する上で、評価を適正に行うことは非常に重要であるため、適切に評価を実施するように改善すること。
- 昨年度の教職課程認定申請書において、開設するとしていた「教職に関する科目」の『保健体育指導法Ⅲ』、『保健体育科指導法Ⅳ』等が、学生が履修登録をする際に参照するハンドブックでは確認ができなかった。中学校教諭一種免許状の教職課程の「各教科の指導法」は、8単位以上開設することが原則であり、その点について確認の上、認定しているところである。各種規程において整合をとるとともに、適切に開設すること。
- 「教職に関する科目」について、教育職員免許法施行規則第6条第1項表に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われていないと思われる授業科目が多数見受けられた。また、特別支援教育に関する科目についても、教育職員免許法施行規則第7条第1項表により取り扱うことが必要とされている領域・科目が、取り扱われてない状況が見受けられた。教職課程は、教員免許状を授与するための資格課程であることを踏まえ、法令で扱うこととしている内容は必ず扱うように、早急に総点検を行うことに加え、今後、教育課程に関する法令や基準との整合性について、確認を行えるような体制・仕組みを整備すること。
- 「教職に関する科目」の「各教科の指導法」に関する授業科目の多くにおいて、幼稚園教育要領や学習指導要領が取り扱われていないように見受けられた。「各教科の指導法」は、教育職員免許法施行規則において、幼稚園教育要領又は学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を取り扱うことが必要と定められているため、テキストとして取り扱うことが適切である。速やかに是正すること。
- 昨年度の教職課程認定審査時の担当教員と、実際に授業を行っている教員が異なる授業科目が見受けられた。教職課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような変更は認められない。課程認定から何年か経過した後には、教員の退職等により、教員変更を余儀なくされることは当然考えられるが、教員変更にあたっては、教育職員免許法及び同法施行規則、並びに昨今の中央教育審議会等における教員養成を巡る動向に留意しつつ、当該担当教員が、教職課程の各授業科目の内容を教授するに当たって適当な業績を有しているか否かについて、各大学の責任のもと、課程認定申請時の指摘事項を踏まえつつ、丁寧に審査することが必要である。この点について、今後御留意いただきたい。

### 3. 教育実習の取組状況

- 教育実習先は、学生の自己開拓（学生の母校における実習や居住地区の学校における実習）を原則としていることが確認された。教育実習は、授業科目の一つであり、教育実習先の確保や、学生への指導については、大学が責任を持って実施する必要がある。今後、本部を置く地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めるとともに、適切な教育実習指導体制を構築いただきたい。
- 学生が出身地の学校への就職を希望するなどの理由により、やむを得ず母校におけ

る実習を行う場合においても、実習校と連携し、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校に対して、事前に大学の教職指導方針の説明を行ったり、必ず巡回指導を行ったりするなど、学生への適切な指導、公正な評価となるよう努めていただきたい。

- 教育実習の履修に当たっては、あらかじめ履修しておくべき科目を示すとともに、履修に際して満たすべき到達目標をより明確に示し、事前に学生の能力や適性、意欲等を適切に確認するなど、大学として責任を持って実習校に送り出す仕組みを御検討いただきたい。

#### 4. 学生への教職指導の取組状況及び体制

- 学生は、インターネット上の学生用のポータルサイトで全ての科目の「学習指導書」を閲覧しながら履修科目を登録することができるとの説明があったが、教職指導は、単なる履修指導にとどまらず、学生が教職について理解を深め、教職への適性について考察するとともに、各科目の履修等を通して、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるように、教職課程の全期間を通じて大学が計画的・組織的に指導することが必要である。現在の相談スペースを充実させ、各キャンパスに教職支援センターのような教職指導を行う施設・体制を整えるなど、学生に対して、積極的に教職指導を実施できるように整備いただきたい。
- 正科生の6割が大学卒であること、全体の65%が、既に何らかの教員免許状を取得しているとの説明があったが、現職教員、社会人経験者、高卒等、様々な経歴を持つ学生に対して、それぞれに応じた適切な教職指導に努めていただきたい。
- 『学生募集要項』において、所属学科において課程認定を受けていない教科・学校種の教員免許状についても、取得できるかのように記載している状況が確認された。教職課程は、各学科等の目的・性格と免許状の教科等との相当関係について審査の上、その学科等において免許状の教科等の専門性が担保されることが確認されて初めて認定されるものである。課程認定制度の趣旨に鑑みて、このような状況は適正とは言えないため、速やかに改めること。
- 共生科学科初等教育専攻においては、目的養成の教職課程であるにもかかわらず、教員就職者数はもとより、教員免許状取得者数も極めて少ない。大学として、このような状況について分析するとともに、履修指導を含めて、適切な教職指導がなされているかどうかを確認すること。

#### 5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

- 教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要であることから、今後、学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるように、学生を積極的に学校ボランティア等に送り出すなど、教職に係る全学的な組織を中心に、大学側から教育委員会・学校に対して働きかけを行い、連携・協働を図るように努めていただきたい。
- 特に、特別支援教育については、教育課程における通信教育による学修と、学校現場体験等を、有機的に関連させた教職指導を実施することが望まれるため、この点

についても御留意いただきたい。

## 6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

（箱根キャンパス（本部）：神奈川県）

- 幼稚園及び小学校の教員養成のために必要な施設が十分に備えられているとは言い難い。例えば、ピアノ練習室の設備はなく、学生が利用できるピアノの数も少なく、小学校の理科のための実験用具の整備も不十分な状況が確認された。教職を志す学生が実技を含めた教科指導を受けることができるように、今後施設・設備を整備し、充実した指導に努めていただきたい。
- 図書館については、学生の利用が少ないとのことであったが、幼児に関する図書や小学校の教科の指導書等が備えられていないなど、十分に整備されているとは言い難い。通信制ということを考えて学生がより活用しやすい方法を検討し、整備していただきたい。
- 以下の3か所については、スクーリングの開講場所として今回視察したキャンパスである。

（芦別キャンパス：北海道）

- 以前本部を置いていたキャンパスであり、小学校の跡地（校舎）を大学キャンパスとして利用し、現在でもスクーリングに活用しているとの説明があった。移転したとはいえ、昨年までに教職課程を置く大学の本部として十分な施設・設備を備えていたようには見受けられず、現在でも、図書室を備えているが、十分に整備されているとは言えない状況が確認された。

（星槎総合研究所：北海道）

- 系列グループの施設（通信制高等学校）の一部を大学の施設として利用しているとの説明があり、高等学校の機能を有した施設であるため、必要な施設・設備が備えられていたが、これらの施設・設備を教職課程の授業科目において有効活用しているようには見受けられなかった。

（札幌もみじ台キャンパス：北海道）

- 系列グループの施設（高等学校やフリースクールが併存しており、来年度より中学校として開校予定の施設）の一部を大学施設として利用しているとの説明があり、上記と同様に、必要な施設・設備がおおむね備えられていたが、実際のスクーリングの様子を確認する限り、座学が中心となっているように見受けられ、有効活用しているようには見受けられなかった。
- 数少ない直接指導の機会を有効活用するために、スクーリングのための施設・設備を十分に整備する（又は、整備された場所を確保する）とともに、学生が、自宅等における学習では得られない情報や経験を教授できるように授業等を計画すること。

## 7. その他特記事項

- 特になし。